

平成24年10月23日

議会広報特別委員会
委員長 多田 政拓 様

不掲載決定の再検討（要請）について

10月20日、議会広報特別委員会から、私の投稿した「議会だより」への原稿が、不掲載とする決定文書を頂きました。

早速、読みましたが、何度読み返しても、不掲載の理由が納得できません。

議会広報特別委員会からの通知文書には、不掲載の理由を次のように記されています。

不掲載の理由

「内容は議会の一般質問に関するものではありませんが、町理事者側の答弁に対する内容のご意見であり、直接議会に対するものではありませんので、本来は町に対して意見を述べるべきものと考えます。」

つまり、不掲載理由は、「直接議会に対しての意見なら掲載できるが、町理事者側の答弁に対しての意見はまかりならぬ」ということでした。

不掲載の理由は、議会広報特別委員会の
「町民への呼びかけ」に矛盾しています。

議会広報特別委員会は、町民に「議会だより」に投稿を呼びかけています。
その文書（皆さんの声をお寄せ下さい。）では、次のように書いています。

町民に投稿を呼びかけた文章

「広報特別委員会では、町民の皆さんから①議会だよりを読まれた感想
②「議会の傍聴されての感想」 ③議会へのご意見・ご要望を募集致します。」
（番号は吉岡記）

議会広報特別委員会が町民に求めた原稿内容は、上記の通り「直接、議会に対する意見・要望」だけではありません。「議会の傍聴されての感想」も含まれています。
今回私が投稿した内容は、紛れもなく、「議会の傍聴しての感想」です。委員会が募集した3つのジャンルの一つです。

従って、「直接議会に対するものではない」事を理由に「不掲載」にすることは出来ません。
もし、そんなことをしたら、議会広報特別委員会みずから、町民に対する呼びかけ（募集内容）に違反することになります。

ここにあらためて、不掲載決定を改め、「議会だより」への掲載を求めます。

補足

回答から生じた不安と懸念。

不掲載の理由に正当性がないことは、すでに述べました。

しかし、不思議に思うのは、なぜ、こうしたわかりきったことを、無理矢理、不掲載理由にしたのか、という疑問です。

以下、私の懸念しているところを述べます。

不掲載の本当の理由が、私の感想の中身が、結果として理事者側の批判になっているのではないか。もし、仮にそうだったら、本末転倒であることを指摘せざるを得ません。
議員も議会も行政から独立したものです。
仮に、そうしたことが、心底にあったとしたら、「誰のための議員なのか」が、問われます。
この問題の扱いは、はからずも、民主主義の基本が問われる問題になりかけているように思います。

もし、不掲載の本当の理由が、私の「議会傍聴の感想」が、結果として、理事者側を批判する感想になっいるのだとしたら、それは、本末転倒です。

地方議会は、2元代表制の一翼です。

議会・議員は行政をチェックし、行政から独立しているものです。

町民からの感想や意見が正確に反映されるために努力すべき立場にあります。

ましてや、「①議会だよりを読まれた感想、②「議会を傍聴されての感想」③議会への意見・要望」と議会広報特別委員会がみずから募集してきた部分にに關しての問題です。

そうした経過や立場に立てば、町民から議会における質疑応答に納得がいけないとして、批判的な感想が、出てもそれはそれとして扱うのが、独立した議会としての姿勢だと思います。

少なくとも、質問した議員が、継続して質問しかどうかや納得したかどうかは、関係ありません。

これは、あくまでも、傍聴した町民の感想ですから。